

募集要項

この要項は、おおいた和牛流通促進委託業務を委託するにあたり、プロポーザル方式による提案競技を実施し、本業務を確実に遂行できる者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

提案競技に参加する者は下記の事項を熟知の上、参加しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記2に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 契約に付する事項

- (1) 業務名 おおいた和牛流通促進委託業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務概要 別紙「仕様書」による
- (4) 限額金 10,200,000円（消費税を含む。）
- (5) スケジュール
 - 令和6年4月18日（木） 公示・質問受付開始
 - 令和6年4月30日（火） 提案競技参加資格確認申請書提出締切
 - 令和6年5月7日（火） 質問受付締切
 - 令和6年5月13日（月） 提案書提出締切
 - 令和6年5月20日（月） 審査委員会 ※変更する場合あり
 - 令和6年5月22日（水） 審査結果通知 ※変更する場合あり
 - 令和6年6月 上旬 委託契約締結

2 履行場所

大分県農林水産部 畜産振興課 流通推進班

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

【電話】097-506-3676 【FAX】097-506-1762 【E-mail】a15450@pref.oita.lg.jp

3 提案競技参加に際しての留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から外し、若しくは委託候補者の決定を取り消す場合がある。
 - ア 審査委員会の委員又は審査手続業務に従事する職員又は関係者に対し、不正な接触行為その他の正当な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
 - イ 本提案競技について不正な利益を得るために連合した場合
 - ウ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- エ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - オ 参加希望者が下記 5 に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - カ 本要項の内容に違反すると認められる場合
 - キ 参加希望者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - ク 担当者からあらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ケ その他社会的信用を損なう行為等により、参加希望者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
 - コ その他審査の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合
- (2) 参加希望者は、当該事業に対して複数の提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。なお、提出書類は、採用の有無にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（第 3 号様式）を提出すること。
- (5) その他
- ア 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
 - イ 提案競技への参加に要する諸費用は、全て提案者の負担とする。
 - ウ 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限り、本手続きにおいて使用する単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。
 - エ 提出された書類は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。
 - オ 配布する資料等は、本提案競技応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

4 提案競技参加者の資格

参加希望者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 募集要項を遵守するとともに、業務内容について責任を持って遂行できる法人等であること。
- (2) 上記 2 の履行場所等で行う打合せ等に参加できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (4) 大分県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行っていないこと。
- (5) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置を受けていない者であること。

5 提案競技の参加手続

参加希望者は、次のとおり書類を提出し、提案競技参加資格の確認を受けなければならぬ。

提案競技参加資格の確認結果は、提案競技参加資格確認通知書（第2様式）で通知する。

- (1) 提出場所 上記2の履行場所
- (2) 提出期限 令和6年4月30日（火）17時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類（各1部）

提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（第1号様式）に次のアからキに掲げる書類を添付し、提出すること。ただし、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有している者である場合は、入札参加資格審査結果通知書の写しを添付することで、添付書類のうちイからキを省略できるものとする。

- ア 総括業務責任者及び担当者名簿（第1の1号様式）
- イ 営業概要書（第1の2号様式）
- ウ 財務諸表の写し
- エ 誓約書（第1の3号様式）
- オ 納税証明書（県税、消費税及び地方消費税）
原本とし、発行後3か月以内のものに限る。
- カ 登記事項証明書
履歴事項証明とし、発行後3か月以内のものに限る。
- キ 委任状（第1の4号様式）（支店・支社等に委任する場合のみ）

6 質問の受付及び回答

（1）受付方法

質問は、質問票（第4号様式）により行うものとし、電子メールで提出すること。件名は「おおいた和牛流通促進委託業務に係る質問」とし、担当者の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。また、送信後は、電話にて上記2の履行場所に到達確認の連絡を行うこと。

（2）質問票の提出先及び提出期限

- ア 質問方法 電子メール
- イ 提出期限 令和6年5月7日（火）17時まで
- ウ 提出先 上記2の履行場所

（3）回答

質問に対する回答は、提案競技参加資格確認申請があつた者に対し、質問者名を伏せた上で電子メールにより回答する。ただし、提案協議参加資格確認申請があつた者で参加資格が不認定となった者については、不認定の決定以降は送付しない。

7 提案書等の提出等

（1）提案内容

仕様書並びに審査基準表（別紙）に基づき、仕様書の業務内容をどのような計画、方法、体制等で実行するかについて、また、想定される効果も含めて具体的に提案を行うこと。

（2）提案書等の提出

提案者は、提案書等を次のとおり持参又は郵送で提出するものとする。

ア 提出場所 上記 2 の履行場所

イ 提出期限 令和 6 年 5 月 13 日（月） 17 時まで（必着）

ウ 提出書類等

①提案書（任意様式 A4 版） 5 部

②見積書（任意様式 A4 版） 5 部

（3）提案書作成及び提出上の注意事項

①縦、横いずれでも構わない。文字のサイズやフォント、レイアウト、配色等については特に指定しないが、見やすさに留意すること。また、製本及び複製用原紙は両面印刷とする。

②専門的知識を有しない者でも、理解しやすいものとすること。

（4）一次審査

提案競技への参加者が 5 者以上となった場合は、審査委員会の審査に先立ち、審査委員会事務局にて一次審査を行い、二次審査への参加者を選抜することがある。一次審査を行った場合は、その結果をすべての参加者に電子メール等で通知する。なお、一次審査の審査結果は二次審査に影響を及ぼさないものとする。

（5）二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

一次審査を実施した場合は一次審査で選定された者、実施しなかった場合は全ての提案競技参加者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を次のとおり実施する。

ア 実施日程及び場所

令和 6 年 5 月 20 日（月） 14 時から ※変更する場合あり

大分県庁本館又は周辺施設の会議室

※詳細日程及び場所については、対象者に別途通知する

イ 実施方法

① 5 名以内での出席を求めて実施するが、総括業務責任者を中心として説明を行うこと。

② 内容は、提案書の説明、提案書の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。時間は、一提案者あたり 30 分（説明 15 分、質疑応答 15 分）程度を予定する。ただし提案者数に応じ変更する場合がある。

③ 説明に際してプロジェクタ等を用いて提案書の表現を補足することができる。

④ スクリーン、プロジェクタ及び HDMI ケーブルは当方で用意する。なお、プロ

ジェクタを提案者において用意してもよい。

- ⑤各提案競技参加者の説明の順番は、原則として、上記 5 の提案協議参加資格確認申請書の受付順の逆順とする。

8 委託者の決定等

(1) 審査方法

- ア 審査委員会において、審査基準表に基づき、提出書類等を総合的に審査し、得点化する。
- イ 各審査委員の得点を合計し、総得点が最も高い者を業務委託候補者として選定する。総得点が最も高い者が複数であった場合は、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定する。
- ウ 提案者が 1 者の場合であっても、県の要求する基準を満たす提案と判断すれば、その者を委託候補者として選定する。
- エ 本応募において、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行なわず、改めて募集を行うものとする。この場合、今回の参加希望者の再応募を妨げない。

(2) 委託候補者及び審査結果の通知方法等

委託候補者は、審査結果とともに通知する。また、審査結果は提案者全員に郵送等により通知する。なお、他の者に係る審査内容については問い合わせに応じない。

9 契約の締結

- (1) 委託候補者の選定後、提出された提案書を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。
- (2) 委託契約の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費とする。
- (3) 契約の手続は、大分県契約事務規則の規定に基づく。